

## 平成 24 年度沖永賞選考経過及び授賞理由

平成 24 年度の沖永賞の選考については、昨年 9 月に、沖永賞の候補となる図書・論文の推薦方を、労働関係の学者・研究者を中心とする約 80 名の推薦人に依頼しました。また、当財団の沖永賞選考作業部会委員にも推薦を依頼しました。推薦対象としたのは、平成 22 年 10 月から平成 24 年 9 月までの 2 年間に出版、発表された図書、論文です。

こうして推薦された図書・論文について、沖永賞選考作業部会による事前審査を行い、その後当財団の審査委員会を本年 1 月 28 日に開催し、そこで慎重かつ厳正な審査を行いました。その結果、次の図書 2 点、論文 1 点を、平成 24 年度の沖永賞授賞作と決定しました。

### [授賞図書]

かんき ちかこ  
神吉 知郁子 著 『最低賃金と最低生活保障の法規制』  
かなくぼ しげる  
金久保 茂 著 『企業買収と労働者保護法理』

### [授賞論文]

じょ えんねい  
徐 婉寧 著 『業務上のストレス性疾患と労災補償・損害賠償』

次に、授賞理由は次の通りです。

まず、かんき ちかこ 神吉 知郁子 氏の『最低賃金と最低生活保障の法規制』についてです。

本書は、イギリス、フランス、日本の最低賃金制度について、その基本理念、構造、決定方法および同制度と社会保障等の生活保障制度との関係の諸点にわたって比較法的分析を行うことにより日本の最低賃金制度の特質を明らかにし、その課題を探ろうとしたものであります。

第 1 章の「序論」は問題の所在と検討方法を、第 2 章は日本における最低賃

金規制の歴史、現行法制の内容、生活保障制度との関係を、第3章、第4章はイギリスおよびフランスにおける最低賃金規制の歴史、現行法制の内容、生活保障制度との関係を詳述しております。そして、第5章の「総括」は以上で記述されたイギリス、フランスの最低賃金制度の性格や特色を比較して分析し、これとの比較で日本の同制度の特質や今後の課題等を論じています。

以上のような本書に対して審査委員会では、まず、最低賃金制度についての初めての本格的な法学研究の書であること、団体交渉が機能しない産業で団体交渉に代わるものとして発足し発展したイギリスの最低賃金制度と、消費者物価の上昇に合わせて自動的に最低賃金を引き上げる生活保障的なフランスの最低賃金制度という相異なる複雑な制度を対照させて正確な歴史的・制度的な分析を行っていること、また、最低賃金制度それ自体だけでなく、最低賃金制度と給付付き税額控除や社会保障などの生活保障制度との関係に視野を広げて最低賃金制度の社会的性格や機能を探究し、これらとの比較で日本の最低賃金制度の性格や特徴を描き出していること、などの諸点で、本書は最低賃金制度の研究に寄与するところ大な研究書であると評価し、沖永賞にふさわしい作品であると判断しました。

次に、<sup>かなくほしげる</sup>金久保 茂 氏の『企業買収と労働者保護法理』についてです。

本書は、企業買収が事業譲渡という手段を用いて行われる場合の労働者保護のあり方について、相異なる代表的な法制であるアメリカ法およびEU・ドイツ法を詳細に比較分析し、日本法の解釈論および立法論上の示唆を導き出そうとしたものであります。

すなわち、第1章の「問題の存在」は、企業買収の手段として行われる事業譲渡においては労働契約が自動的に譲渡先企業に承継されないために、事業再生と労働者保護とのバランスを如何に図るかという問題が解釈論および立法論上存することを指摘したうえ、この問題について、第2章では日本を、第3章では一般に労働者保護規制が強いとされるドイツを、第4章では同規制が弱いとされるアメリカを取り上げて、それら諸国における事業譲渡と労働者保護の法制に関する詳細な検討を行っております。そして、最後の第5章は、日本、EU・ドイツ、アメリカの法制を比較した総括的な考察を行い、日本の法制に

関する結論として、事業譲渡に際し労働契約は原則非承継としつつ労働契約の非承継が解雇法理等の脱法・濫用と評価可能な例外的な事案に限り労働者保護の解釈論を志向すべきこと、EU法におけるように労働契約当然承継を立法化することは必要な事業再生を妨げる等の観点から適切でないこと、を説いています。

以上のような本書に対して審査委員会では、まず、近年企業買収が活発化し、その主要な手段としての事業譲渡と労働者保護の関係が実務的に重要な問題となる中で、それにつき比較法的分析を通じて詳細かつ丹念な研究を行っていること、また、企業法制、倒産法制、税法などの幅広い視野からの質の高い考察を行っていること、さらに、企業買収の法律実務に関する知識経験を活かして実務書としても有用な書となっていること、などの諸点を評価して冲永賞にふさわしいものと判断し、授賞を決定しました。

次に、徐<sup>じょ えんねい</sup>婉寧氏の『業務上のストレス性疾患と労災補償・損害賠償』についてです。

本論文は、業務上のストレスに関連する脳・心臓疾患や精神障害などのストレス性疾患に対する労災補償のあり方について、米国のニューヨーク州およびカリフォルニア州、台湾そして日本における異なる制度とその運用実態を比較法的に考察したものであります。

まず「序論」は、ストレス性疾患に関するわが国の問題状況を、ストレス性疾患の特殊性による労災認定の困難性、労災補償と労災民訴との併存による認定基準の緩和傾向と使用者責任拡大傾向、などとして指摘したうえ、①労働災害の定義におけるストレス性疾患の位置づけ、②行政による労災認定基準の意義と機能、③労災補償による単一救済制度か、民事賠償との併存的救済制度か、④併存的救済制度の場合の労災補償と労災民訴との相互作用、の諸点を分析視角として米国、台湾、日本の法制と運用状況を比較考察することを述べています。そして、第一編で米国を、第二編で台湾を、第三編で日本をそれぞれ取り上げて、各国の法制度の内容と運用状況を紹介し、第四編「総括」で、上記の4つの分析視角に基づく比較法的分析を総括して、例えば②「行政による労災認定基準の意義と機能」では、労災認定拡大による制度的危機という米国の経

験を踏まえて労災補償制度の持続可能性の条件に関する考察をしています。その上で今後の検討課題として、①労災補償と損害賠償との調整の問題、②使用者間の労災補償責任の分配の問題、③台湾における制度設計への寄与、④ストレス性疾患の事前の予防、という諸点を挙げています。

以上のような本論文に対して審査委員会では、まず、現代の労災補償制度の主要問題であるストレス性疾患に焦点を当てて、各国における補償制度の内容と問題状況を幅広くかつ詳細に研究していること、労災補償制度の持続可能性という新たな視点を提示していること、台湾からの留学生でありながら台湾、日本そして米国にわたる複雑な法制度に関する本格的な比較法的研究を行い、大作にまとめあげた努力は高く評価されることなどの判断から、本論文が冲永賞にふさわしいものと認めました。

選考経過と授章理由の報告は、以上であります。

菅野 和夫